

執筆者:

E-mail [✉](mailto:ichikawa@nishimura-asahi.com) [石川 智也](mailto:ichikawa@nishimura-asahi.com)

近時、国内・海外のデータ保護・データ関連のビジネスに係る規制に関して、重要なアップデートが多く生じている。もっとも、実務対応に繋げるための要点を一元的に把握するのが難しいという声を聞くことも少なくない。そこで、本ニュースレターにおいては、近時間い合わせが多く、日系企業に関係すると思われる、特に重要な対応項目について、その内容とタイムラインを要約的に一元化して紹介する。

## 1. 海外

### (1) 中国:越境移転のための標準契約の締結と個人情報保護影響評価の実施

中国国外に個人情報の越境移転を行う場合には、安全評価への合格、個人情報保護認証、標準契約の締結のいずれかの条件を充足しなければならない。このうち、多くの企業が依拠することが見込まれる標準契約は、2023年2月23日に個人情報越境標準契約弁法の付属文書として公布済みであり、同法の施行日である **2023年6月1日**以降に越境移転を行う個人情報との関係では、同日までに締結を済ませる必要がある。たとえば、**日本本社が中国拠点から従業員や取引先担当者の情報の共有を受けたり、中国拠点を含むグローバル内部通報の仕組みを維持したりすることとの関係でも対応が必要であり、その結果として、中国に拠点を有する日系企業のほとんど全てにとって対応が必要になる**と思われる。施行日までに間に合わない場合も、可及的速やかに対応することが望ましい。

具体的な対応としては、**標準契約の別紙を補充した上で締結するとともに、標準契約の発効日から10営業日以内に、移転元が所在する地の省レベルのインターネット情報部門に対して、締結された標準契約と、個人情報保護影響評価の報告を届け出なければならない**。すなわち、標準契約の作成・締結だけではなく、個人情報保護影響評価の実施が必要であり、かつ、それらを地方当局に届け出なければならないということに注意が必要である。実務的には、①複数当事者間で標準契約を締結しようとする場合に、標準契約を組み込んだフレームワーク契約を締結し、その契約にサインした者の間で標準契約を締結したとすることができるか、②GDPRの標準契約と異なり、いわゆる管理者・処理者の区別がないところ、データ移転を受けるベンダーとして管理者と同等の義務を甘受すべきなのか、③個人情報保護影響評価の評価項目については、どのように設定すべきなのか、安全評価の際の自己評価のフォーマットは参照できるのか、④影響評価に際して、移転先政府によるデータへのアクセス(いわゆる、ガバメントアクセス)について、どのように評価すべきなのか等、多くの論点を解決していく必要がある。また、GDPRとの関係で移転影響評価を実施した企業においては、その移転影響評価の結果を如何に個人情報保護影響評価に反映させていくかという観点からも対応を検討することになるだろう。

詳細については、以下のニュースレターも参照されたい。

- ・ [2023年3月16日付当事務所中国ニュースレター](#)

### (2) ベトナム:個人情報保護制令への対応

ベトナムにおいては、2023年4月17日に包括的な個人情報保護法令である政令が制定されている。その施行日は **2023年7月1日**であるため、**ベトナムに拠点を有する日系企業においては迅速な対応が求められている**。

全体としては、GDPRに似ている内容もあるが、GDPRよりも負担が重く感じられる、特色のある項目も若干見受けられる。たとえば、**越境移転に際しては、データ主体の同意を取得するか例外事由を満たした上で、移転先と契約等を締結し、影響評価を実施して、これらの書類を事後に当局に提出する必要がある**。また、**個人情報の処理を開始する場合には、影響評**

価を実施した上で、所定の様式で評価書類を作成等する必要があるとされている点も、対応に苦勞するポイントであるように思われる。

詳細については、以下のニュースレターも参照されたい。

- ・ [2023年4月21日付当事務所アジア/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター](#)

### (3) 米国:カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)の改正への対応

米国カリフォルニア州には、カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)があり、2023年1月1日にカリフォルニア州プライバシー権法(CPRA)の施行により、その内容が改正された。もっとも、プライバシーポリシーの内容等、実務対応に必要な施行規則が固まらず、改正対応は一部見送らざるを得なかったところ、2023年3月29日になって、CPRAの施行規則の最終案が承認され、同日施行されるに至った。

この改正後のCCPAについては、2023年7月1日より執行が開始されることとなっているため、同日までにプライバシーポリシーやデータ処理契約の改定、また、データ主体による権利行使の対応に備えた各種社内文書の改定など、急ピッチでの対応が必要となっている。また、データ最小化原則が導入されたり、センシティブデータの取扱いに制限が生じたりしている等、データ処理の内容それ自体が継続可能か見直す必要が生じていることにも留意が必要である。CCPAについては、データ主体からの訴訟提起等も相次いでいることもあって、対応の必要性は特に高いといえる。

詳細については、以下のニュースレターも参照されたい。

- ・ [2020年11月20日付当事務所個人情報保護・データ保護規制ニュースレター](#)
- ・ [2023年2月7日付当事務所北米/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター](#)

### (4) 米国:CCPA以外の州法への対応

米国では、昨年連邦レベルで包括的な個人情報保護法を定めるプライバシー法(ADPPA)成立への期待が高まったが、会期末を迎えたため、いったんはその議論は収束している。他方で、州レベルでは、引き続き包括的な個人情報保護法の制定に向けた動きが続いており、少なくとも、当該州に拠点を有する企業にとっては、対応が必要であるように思われる。

現時点では、以下の州において包括的な個人情報保護法が成立しており、モンタナ州においても、法案が議会を通過し、知事の承認待ちという状況になっているようである。これまでのところ、各州法は、GDPRとCCPAを参照するものが多かったが、現在出ている法案を見ていると、ADPPAを参照するものも出始めており、今後はGDPR、CCPA、ADPPAの理解が米国のプライバシー法を理解する上で、重要となってくると思われる。

州	施行日
バージニア州	2023年1月1日(施行済み)
コロラド州	2023年7月1日
コネティカット州	2023年7月1日
ユタ州	2023年12月31日
アイオワ州	2025年1月1日
インディアナ州	2026年1月1日

詳細については、以下のニュースレターも参照されたい。

- ADPPA: [2022年6月6日付当事務所個人情報保護・データ保護規制ニュースレター](#)
- バージニア: [2021年3月29日付当事務所個人情報保護・データ保護規制ニュースレター](#)
- コロラド: [2021年7月29日付当事務所個人情報保護・データ保護規制ニュースレター](#)

### (5) EEA・UK:改定版標準契約条項(SCC)の締結と越境移転影響評価の実施

GDPRの下では、従前企業が利用していた標準契約条項は、昨年12月27日に無効になっており、新たな標準契約条項を締結する必要がある。グループ内において、改定版標準契約条項への切り替えが済んでいるか、早急に確認が必要である。

また、EEA域外の十分性認定を得ていない国・地域に個人データを移転する場合には、データフローの内容を正確に把握・記

述するとともに、移転先の法令・実務を検証し、移転先国の政府による個人データへのアクセス(ガバメントアクセス)のおそれを低減する越境移転影響評価(Transfer Impact Assessment、TIA)の実施が必要である。この点については、移転先の法令・実務の検証に手間がかかることもあって、敬遠されることもあるが、当局・データ主体から遵守状況について照会がなされた場合に、SCC を締結していない場合も TIA を実施していない場合も、データ移転の差止めや処分等に直面するという意味ではリスクにあまり違いはない。適切にリスクベースアプローチとしては、TIA は実施しなくても大丈夫ということではなく、TIA を実施し、データフローの内容を正確に把握・記述するよう努めた上で、各国の法令・実務の検証の程度を工夫するということであるように思われる。実施に当たっても、十分工夫の余地があるプロセスであるように思われる。

詳細については、以下のニューズレターも参照されたい。

- ・ [2020年7月29日付当事務所ヨーロッパニューズレター](#)
- ・ [2020年11月17日付当事務所ヨーロッパニューズレター](#)
- ・ [2021年6月8日付当事務所ヨーロッパニューズレター](#)
- ・ [2021年6月23日付当事務所ヨーロッパニューズレター](#)
- ・ [2022年5月26日付当事務所ヨーロッパ/個人情報保護・データ保護規制ニューズレター](#)
- ・ [2022年12月23日付当事務所ヨーロッパ/個人情報保護・データ保護規制ニューズレター](#)
- ・ [2023年1月12日付当事務所ヨーロッパ/個人情報保護・データ保護規制ニューズレター](#)

## 2. 日本

日本については、厳密にはデータ保護規制に関する改正ではないものの、近時データ関連のビジネスにおいて話題になっている改正事項・留意点をごく簡潔に紹介する。

### (1) 電気通信事業法改正に伴う外部送信規律の導入

改正電気通信事業法が **2023年6月16日**より施行され、一定のブラウザ又はアプリを通じて電気通信役務を提供する際に、利用者の端末に外部送信を指示するプログラム等を送信する場合、通知又は公表、同意取得、オプトアウト措置のいずれかを利用者に対して行うことが必要とされている。実務対応としては、**電気通信事業を営んでいるか、営んでいるとして外部送信規律の適用の対象となる4類型に該当するかを検討するとともに、該当するものがあつた場合には公表等の措置を講じるために必要な情報を収集し、ドキュメンテーションの作業を行う必要がある。**

電気通信事業に係る登録・届出を行っていない場合でも規制の対象となることがあり、自社には関係がないと思っても、意外と規制の対象になるケースがあることに注意が必要である。また、外部送信規律の適用の対象となる4類型に該当するか、該当するとしてどのような開示を行うべきかについては、実に多くの論点が存在する。そして、情報収集・ウェブサイトの修正・アプリの改修等、対応には相応の時間を要することとなるため、早期に対応を開始することが望ましい。

### (2) 消費者契約法改正に伴う免責条項の見直し

改正消費者契約法が、**2023年6月1日**より施行される。特に、事業者の損害賠償責任の一部を免除する条項について、**軽過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていないものは、無効とされることになったため、ウェブ・アプリ等の各種サービスの利用規約について修正が必要ないか、見直しが必要になる**と思われる。

定型約款の変更として変更する場合には周知等の手続も必要となる可能性があるため、スケジュールの検討に当たって留意が必要である。

### (3) 生成 AI による個人データの処理の日本の個人情報保護法への適合性

生成 AI による個人データの処理の日本の個人情報保護法への適合性についても、議論が始まっている。

この問題については、提供に当たるか(クラウドの例外に依拠できるか)、委託の範囲内か、国外移転規制への対応が可能かといったテクニカルな規定にフォーカスが当たりがちであるが、大量の情報をベースに個人が何たるかを決定することや、生成 AI による成果物の正確性をどのように考えるか(正確でないかもしれないことをどのように業務フローに反映させるか、訂正できるか)等、より広い視点を持って検討することがあっても良いように思われる。

### 3. 日本 DPO 協会の認定資格「プライバシーホワイト 日本 DPO 協会認定データ保護実務者（民間分野）」を取得するための講義等の提供について

西村あさひ法律事務所は、一般社団法人日本 DPO 協会が提供する認定資格の研修等を提供する認定教育事業者であり、同協会が 2022 年 12 月から試験を開始した認定資格『プライバシーホワイト 日本 DPO 協会認定データ保護実務者（民間分野）』を取得するための講義等を提供している。問い合わせは、以下の web ページから受け付けている。

<https://www.nishimura.com/ja/japan-dpo>

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 